

不法投棄は重大な犯罪です

一部のモラルのない人たちにより、廃棄物の適正な処理を行わない不法投棄があつとを絶ちません。この不法投棄の被害は公共の場に限りならず、私有地でも見られます。

投棄者が特定される場合は、投棄物の処理などの指導を行います。が、悪質なものについては、警察に被害届を出す場合もあります。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により罰則の対象となり、「5年以下の懲役または、1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）」と定められています。

廃棄物は決められたルールに従って処理しましょう。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係

☎ 55-3111



心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、行政相談委員、人権啓発係などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。安心してお越しください（予約不要）。



◆開催日時・場所

・ 9月11日（金）午前10時～正午

上田の口集会所

・ 9月11日（金）午後1時30分～午後3時30分

保健福祉センター（大方）

※午後の相談所には、行政書士もいます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課 人権啓発係

☎ 55-3113

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大し、県内でも感染が報告されていますが、感染した方、治療に当たっている医療関係者やその家族に対し、不当な差別、偏見、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷があつてはなりません。

また、そうした差別や偏見などが広がることで、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げにもなります。

国・県・町が提供している正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。

また差別やいじめなどを受けた場合は、一人で悩まずに下記の「人権相談窓口」へご相談ください。

○お問い合わせ・ご相談

佐賀支所 地域住民課 人権啓発係（黒潮町佐賀1092番地1）

☎55-3113 FAX55-3850

○その他の相談窓口

窓 口	電話番号	開設時間
みんなの人権110番 （全国共通人権相談ダイヤル）	☎0570-003-110	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
子どもの人権110番	☎0120-007-110	
女性の人権ホットライン	☎0570-070-810	
高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966	

